

日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例施行規則

令和3年5月24日

規則第65号

改正 令和5年3月8日規則第5号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例(令和3年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(内部通報を行う場合の書面等の記載事項)

第3条 条例第4条第1項の規定により行政監察員に対して内部通報を行う場合の書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、条例第4条第2項各号のいずれかに該当する場合は、第2号及び第3号に掲げる事項の記載を省略することができる。

(1) 内部通報の年月日

(2) 内部通報者の氏名、住所及び連絡先

(3) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める事項

ア 内部通報者が条例第2条第2号ア又はエに掲げる者である場合 所属の名称

イ 内部通報者が条例第2条第2号イ又はウに掲げる者である場合 従事する市事務事業の内容

(4) 通報対象事実の具体的な内容

(内部通報及び不利益取扱いに関する相談方法)

第4条 条例第5条第1項の規定により行政監察員に内部通報に関する相談を行う場合は、書面、電磁的記録、電話、面談その他適切な方法により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第11条第1項の規定による不利益取扱いに関する相談について準用する。この場合において、前項中「条例第5条第1項の規定により行政監察員に内部通報に関する相談を行う場合」とあるのは「条例第11条第1項の規定により行政監察員に不利益取扱いに関する相談を行う場合」と読み替えるものとする。

(不利益取扱いの申出を行う場合の書面等の記載事項)

第5条 条例第10条の規定により行政監察員に対して不利益取扱いの申出を行う場合の書面又は電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 不利益取扱いの申出の年月日

(2) 不利益取扱いの申出者の氏名、住所及び連絡先

(3) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める事項

ア 不利益取扱いの申出者が条例第2条第2号ア又はエに掲げる者である場合 所属の名称

イ 不利益取扱いの申出者が条例第2条第2号イ又はウに掲げる者である場合 従事する市事務事業の内容

(4) 不利益取扱いを受ける理由とされる内部通報等の内容

(5) 不利益取扱いの事実の具体的な内容

(市長及び行政監察員が行う報告等)

第6条 条例第18条第4項(条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により行政監察員が市長に対して行う報告は、受理報告書(第1号様式)により行うものとする。

2 条例第20条第2項の規定により行政監察員が市長に対して行う通知は、調査中止通知書(第2号様式)により行うものとする。

3 条例第21条第1項及び第4項の規定により、行政監査員が市長に対して行う通知は、調査結果等通知書(第3号様式)により行うものとする。

4 条例第22条第2項(条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により市長が行政監察員に対して行う報告は、是正措置内容報告書(第4号様式)により行うものとする。

5 行政監察員は、内部通報及び不利益取扱いの申出に係る処理件数等を各年度の四半期ごとに定期報告書(第5号様式)により市長に報告するものとする。

(行政監察員証等)

第7条 市長は、行政監察員に対し、日野市行政監察員証(第6号様式)を交付する。

2 行政監察員は、条例第19条第1項（条例第25条において準用する場合を含む。）の規定に基づく調査を行う場合は、行政監察員であることを示す証明書として、前項の行政監察員証を携帯し、調査対象者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（市長及び行政監察員による公表の方法）

第8条 市長は、条例第22条第2項（条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により是正措置の内容を公表する場合は、市広報、ホームページ等への掲載等により行うものとする。

2 前条の規定は、条例第23条の規定（条例第25条において準用する場合を含む。）による行政監察員が行う公表について準用する。

（運用状況の公表）

第9条 市長は、毎年度、条例の運用状況について、公表するものとする。

（委員会の組織及び運営）

第10条 条例第24条の規定に基づき設置する日野市コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の会議）

第11条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会の会議は非公開とする。

5 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

6 前項の会議録は、公開する。

7 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

8 委員会は、緊急やむを得ない場合に、委員に対し書面を用いて意見を求める方法又は通信回線を用いた方法（映像と音声の送受信により相手の状況を相互に認識しながら通

話することができる方法をいう。以下同じ。)により、会議を開催することができる。

9 前項の規定により、書面を用いて意見を求める方法により会議を開催する場合、会長は、委員が意見を表明する期限を定め、当該期限までに委員の過半数の意見が表明されたことをもって当該会議は成立する。この場合において、会長は、あらかじめ当該期限を委員に通知しなければならない。

10 第8項の規定により、通信回線を用いた方法により会議を開催する場合、第2項から第7項までの規定を準用する。

(報酬等)

第12条 委員には、日野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)に定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）日野市長

日野市行政監察員

受 理 報 告 書

事案の区分	<input type="checkbox"/> 内部通報 <input type="checkbox"/> 不利益取扱いの申出
受理番号	年度通報第 号 / 年度申出第 号
受付年月日	年 月 日
受理年月日	年 月 日
通報・申出の形態	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電磁的記録（ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他）
通報者・申出者の区分	<input type="checkbox"/> 市職員 <input type="checkbox"/> 市職員以外（ ）
通報者・申出者の氏名等	<input type="checkbox"/> 氏名（* ） <input type="checkbox"/> 匿名
	所属名・事業所等 *
受理通知の希望の有無 （匿名でない場合）	<input type="checkbox"/> 希望する（通知（予定）日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 希望しない
市長への受理報告	<input type="checkbox"/> 報告する（報告（予定）日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 報告しない（理由 ）
事前相談の有無等	<input type="checkbox"/> 有り（ 年 月 日） 【相談形態】 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面談
	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 電磁的記録（ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> その他（ ）
通報・申出の内容	
通報者・申出者が望む対応	
行政監察員の 今後の対応方針	<input type="checkbox"/> 調査を実施する（実施（予定）日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 調査を実施しない（理由 ）
その他特記事項	

1 *の欄は、内部通報者本人が特に報告の希望を明示したときのみ記入する。

2 書ききれないときは、別紙による。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）日野市長

日野市行政監察員

調 査 中 止 通 知 書

年 月 日付けで受理した（内部通報・不利益取扱いの申出）に係る調査につきまして、下記の理由により中止しますので通知します。

【中止の理由】

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）日野市長

日野市行政監察員

調 査 結 果 等 通 知 書

受理番号	
調査期間	年 月 日 から 年 月 日まで
調査に要した時間	
調査方法・調査経過	
調査結果	通報対象事実の有無 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
是正措置に関する 意見等	
その他 特記事項	

* 書ききれないときは、別紙による。

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

日野市長

是 正 措 置 内 容 報 告 書

年 月 日付けで是正勧告を受けた下記の件については、是正のための必要な措置を行いましたので、日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例第22条第2項（同条例第25条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり当該是正措置の内容を報告します。

記

是正勧告の内容	
是正措置の内容	
是正措置の実施日	年 月 日

年 月 日

（あて先）日野市長

日野市行政監察員

定期報告書

1 内部通報に関する処理件数

受付期間	年 月 日 から		年 月 日まで	
事前相談件数	書面	件	電話*	件
	電磁的記録（電子メール）	件	面談*	件
	電磁的記録（その他）	件	その他	件
	合 計			件
通 報 件 数	書面	件	受理件数	不受理件数
	電磁的記録（電子メール）	件	件	件
	電磁的記録（その他）	件		
	合 計		件	件

*電話及び面談による事前相談を受けた場合は、1件ごとの対応日時を3の表に記載すること。

2 不利益取扱いの申出に関する処理件数

受付期間	年 月 日 から		年 月 日まで	
事前相談件数	書面	件	電話	件
	電磁的記録（電子メール）	件	面談	件
	電磁的記録（その他）	件	その他	件
	合 計			件
申 出 件 数	書面	件	受理件数	不受理件数
	電磁的記録（電子メール）	件	件	件
	電磁的記録（その他）	件		
	合 計		件	件

*電話及び面談による事前相談を受けた場合は、1件ごとの対応日時を3の表に記載すること。

3 事前相談の対応記録

相 談 日	相談内容の区分		相 談 時 間	
年 月 日	<input type="checkbox"/> 内部通報	<input type="checkbox"/> 不利益取扱い	時 分から	時 分まで
年 月 日	<input type="checkbox"/> 内部通報	<input type="checkbox"/> 不利益取扱い	時 分から	時 分まで
年 月 日	<input type="checkbox"/> 内部通報	<input type="checkbox"/> 不利益取扱い	時 分から	時 分まで
年 月 日	<input type="checkbox"/> 内部通報	<input type="checkbox"/> 不利益取扱い	時 分から	時 分まで
年 月 日	<input type="checkbox"/> 内部通報	<input type="checkbox"/> 不利益取扱い	時 分から	時 分まで
年 月 日	<input type="checkbox"/> 内部通報	<input type="checkbox"/> 不利益取扱い	時 分から	時 分まで

*書ききれないときは、別紙による。

第6号様式（第7条関係）

日野市行政監察員証			
(写真)	ふ り が な		
	氏 名		
上記の者は、日野市の行政監察員であることを証明する。			
発行年月日	年	月	日
日野市長			印